

あっせんに対する改善措置状況

子の看護などやむを得ない理由で公共職業訓練を欠席した場合の
手当受給に必要とされる証明書類の取扱いの統一化

－受講者の負担を軽減する見直しが全国統一で行われました－

総務省四国行政評価支局は、「子の看護のため公共職業訓練を欠席する際、訓練施設から、数千円かかる「看護証明書」の提出がないと、基本手当（1日当たり4千円）は支給されないとされた。負担が大きいので、無料の「領収書」などの提出で認めてほしい。」との行政相談を端緒に、四国4県の4労働局、8公共職業安定所及び19訓練施設を対象として、親族の看護のため、やむを得ない理由で公共職業訓練を欠席する際、基本手当の受給に必要として訓練施設が受講者に提出を求める証明書類の取扱いについて、全国で初めて調査しました。

調査結果を基に、四国地域行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、本年3月24日、四国4県の4労働局に対し、労働局間で協議を行うとともに、厚生労働省本省に上申し、受講者に過度な負担を求めない形での証明書類の取扱いの統一化を図ることなどの措置を講ずるよう、あっせんしました。

あっせんの結果、厚生労働省は、本年9月、公共職業訓練を欠席した場合の証明書類の全国統一的な取扱いについて、都道府県労働局等に示し、受講者本人の傷病、親族の看護を理由に欠席した場合に提出する証明書類については、病院の領収書など原則として金銭的負担のかからないものを求めることとしました。

※ あっせん時の公表資料については、総務省四国行政評価支局ホームページに掲載しています。
<ホームページ> <https://www.soumu.go.jp/kanku/shikoku/kujou.html>

※ 四国地域行政苦情救済推進会議とは、国民から受けた行政相談の解決に当たり、国民の立場に立った行政苦情救済活動を一層推進するため、総務省四国行政評価支局長が委嘱した民間有識者からの意見を聴く会議です。

<構成員>（敬称略・座長以外50音順）

座長 三野 靖（香川大学法学部教授・法学部長）

委員 柏原 良教（四国経済連合会常務理事）

委員 兼間 道子（日本ケアシステム協会会長、社会福祉法人サマリヤ理事長）

委員 木下 亨（株式会社四国新聞社編集局多メディア担当部長 兼 論説委員）

委員 久保 正範（香川行政相談委員協議会会長）

委員 橋田 行子（高松市消費者団体連絡協議会会長）

【連絡先】 総務省 四国行政評価支局

評価監視部 第4評価監視官室

担 当：土井広一、藤澤裕之

電 話：087-826-0682 FAX：087-826-0685

E-mail：skk14@soumu.go.jp

子の看護などやむを得ない理由で公共職業訓練を欠席した場合の手当受給に必要とされる証明書類の取扱いの統一化 ～受講者の負担を軽減する見直しが全国統一で行われました～

<四国地域行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する改善措置状況>

改善のきっかけとなった行政相談（要旨）

失業中の私が**子の看護のため公共職業訓練を欠席する際**、訓練施設から、**数千円かかる病院が発行する「看護証明書」の提出がないと**、基本手当は支給されないと**言われた**。1日の基本手当自体が4千円であり**負担が大きい**ので、無料の「領収書」などの提出で認めてほしい。

調査結果（要旨）

親族の看護のため公共職業訓練を欠席する際、基本手当(※)の受給に必要として**訓練施設が受講者に提出を求める証明書類の取扱いについて調査**

(※) 雇用保険受給資格者である求職者の生活の安定のために支給される手当。1日当たり2～8千円程度

- 徳島労働局・管内公共職業安定所には統一的な取扱方針がなく、訓練施設に一任
- 香川労働局には統一的な取扱方針がなく、公共職業安定所が従前からの取扱いを訓練施設に口頭指示
- 高知労働局及び愛媛労働局には統一的な取扱方針があるが、労働局間で差
また、両労働局管内の公共職業安定所や訓練施設の中には労働局の取扱方針と異なる取扱い

このため

「2日目までは提出不要、3日目から6日目までは領収書等の提出、7日目からは有料の診断書の提出が必要」とする訓練施設から、「欠席期間にかかわらず、有料の看護証明書の提出が必要」とする訓練施設まで、**証明書類の要・不要や有料・無料の証明書類の取扱いに著しい差が認められた。**

四国4県の4労働局、8公共職業安定所、19訓練施設を調査

- 徳島労働局、徳島公共職業安定所(管内3訓練施設)、美馬公共職業安定所(管内3訓練施設)
- 香川労働局、高松公共職業安定所(管内3訓練施設)、丸亀公共職業安定所(管内1訓練施設)
- 愛媛労働局、松山公共職業安定所(管内3訓練施設)、今治公共職業安定所(管内2訓練施設)
- 高知労働局、高知公共職業安定所(管内3訓練施設)、四万十公共職業安定所(管内1訓練施設)

あっせん事項

四国4県の労働局は、公共職業訓練の受講者間の負担の公平性を確保する観点から、訓練を欠席した場合に提出を求める証明書類の取扱いについて以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 労働局間で協議を行うとともに、厚生労働省本省に上申し、**受講者に過度な負担を求めない形での取扱いの統一を図ること。**
- ② 証明書類の取扱いの統一後、訓練施設に対し取扱いの徹底を図ること。

改善措置状況

全国的な改善が図られました

- 厚生労働省は、令和3年9月、公共職業訓練を欠席した場合の証明書類の**全国統一的な取扱いについて、都道府県労働局**のほか、同訓練を行う独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県等**に示し**、受講者本人の傷病、親族の看護を理由に欠席した場合に提出する証明書類については、**病院の領収書など原則として金銭的負担のかからないものを求めることとした。**

○ 受講者本人の傷病、親族の看護を理由に欠席した場合に提出する証明書類（改善措置後）

やむを得ないと認められる欠席理由	提出する証明書類（写しでも可）
受講者本人の傷病	次に掲げるすべての書類 ①傷病による欠席理由申立書 ②病院の領収書、市販薬購入に係る領収書等 （受診（購入）日、病院（購入店）名等が確認できるもの）
親族の看護	次に掲げるすべての書類 ①病院の領収書等 （看護が必要な者の氏名、受診日、病院名等が確認できるもの） ②本人と親族の関係を証明するもの （住民票、親族続柄申立書等） ※上記①がない場合、欠席理由申立書